

01 警察庁 非予算(構造改革特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 諸案に際し規制 の特例措置の種 別・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府 省庁					
0120010	特殊自動車の荷役走行の禁止 規制の緩和	道路運送車両法第4条 道路運送車両法第55条、56 条、57条 国土交通省通達昭和30年 6月20日自第331号	車両の運転者は、当該車両の乗車 又は積載のために設置された場所 以外の場所に立寄りして車両を運転 してはならない。	特殊自動車の積載を行っておらず、工場敷地内でのみ使用しているフォークリフトが、 製品を積載した状態で公道を走行できるようにすることで、製品搬送の効率化を図り、 工場の製品原価にも与えるコスト増の影響を軽減し、収益増進に良好な変化を考え、以っ て工業の活性化に資す。	特殊自動車の積載を行っておらず、工場敷地内でのみ使用しているフォークリフトが、 製品を積載した状態で公道を走行できるようにすることで、製品搬送の効率化を図り、 工場の製品原価にも与えるコスト増の影響を軽減し、収益増進に良好な変化を考え、以っ て工業の活性化に資す。	提案理由： 防府市の塩田跡地及び沖合立地が広がる工場地帯は、工業専用地域として整備 され、現在、(株)マツダの組み立て工場を中心とした自動車関連企業群が多く立地して いる。近年、稼働率が低下を招き、物流量が減少しており、多くの自動車部品 工場が、製造ラインの増設や工場設備の更新を行っている。この影響で、同一会社の 第一工場と第二工場が少く離れて立地したり、工場敷地を切り取りし、ここで、同一業 社の製造ラインが分散されてしまう事象が発生している。このため、工場間の部品搬送 に際して、ほんの僅かな距離であっても公道を利用しなければならず、運輸に費した コストが増えたり、ほんの僅かな製品数でも、輸送トラック等の積み替えが必要 となっており、公道を走る一般市民は工業専用地域という特殊性からいない状況であ る。本特例措置があれば、公道を敷地内と同じ条件で製品搬送に活用でき、登録車両を 準備するコストを削減することができる。	C	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。	道路運送車両法に 基づく特殊車両免許 と労働安全衛生法が 職務に付ける技能 講習等修了について は必要とする。また 自衛隊に代わる同等 保証は必要とする。 作業監督員は必須。 一部の 在庫品であれば汎 用機製パレットへ積 積し、フォークへ積 載。また、大型型で あればフォークに積 スレ防止キャップ等 を手当て。		
0120020	電動車いすへの付属物取り付 けの規制	道路運送車両法第2条第1項 第11号の3及び同条第3項の規定 により、歩行者として取り扱われ てはならない。	電動車いすについては、道路運送 法施行規則で定める一定の基準に 該当するもの限り、「特殊車両利用 の車いす」に該当し、これを通行さ せている者は、道路運送車両法第1 章第11号の3及び同条第3項の規定 により、歩行者として取り扱われ てはならない。	走行の電動車いすの大きさの基準を超えてバスケットの設置や急な雨天等急激な変化に 対応できるような脱着可能なステップの常時動作を可能とし、また付属物の個別確認申 請ではなく一括申請することにより、不特定多数の利用対象者がシェアリングやモビリ ティミックスなど新たな活用形態で自由に移動できる環境を構築することを目的とする。	提案理由： では低炭素社会の実現に向けた電動モビリティの活用や住民の生活の質（QO L）向上に向けた「次世代パートナーモビリティ実証実験」に取り組んでいるが、電動 車いすによる実験参加者から「買い物にもかさばる荷物を持ち込むスペースがな い」、「季節・天候に関わらず乗れるよう履物を付け替えて欲しい」という要望があ る。これらの問題は、個別に車輛の整備費へ個別申請が必要であった。基準の大きさ を超えて道路を走行する場合は合法であったとしても、本来の実証実験では高齢 者集合住宅での共同利用（シェアリング）や自宅から電動いすに乗り、公共交通機関 に乗り換え、例えば駅まで電動いすで乗り換えで移動といった交通連携（モビリティ ミックス）の可能性を確保することとしており、このような新たな利用形態を構築して いくためには、不特定多数の対象利用者が利用できる環境を整備する必要がある。守田 の提案では、電動いす自体の規格を見えるものではなく、あくまで付属物についての 規制緩和と現行法上個別の確認申請としているものを一括申請することとしており、実 証実験対象地域に限定し、管轄警察署へ規格を確認した上で附属品を製作・装着する。	提案理由： では低炭素社会の実現に向けた電動モビリティの活用や住民の生活の質（QO L）向上に向けた「次世代パートナーモビリティ実証実験」に取り組んでいるが、電動 車いすによる実験参加者から「買い物にもかさばる荷物を持ち込むスペースがな い」、「季節・天候に関わらず乗れるよう履物を付け替えて欲しい」という要望があ る。これらの問題は、個別に車輛の整備費へ個別申請が必要であった。基準の大きさ を超えて道路を走行する場合は合法であったとしても、本来の実証実験では高齢 者集合住宅での共同利用（シェアリング）や自宅から電動いすに乗り、公共交通機関 に乗り換え、例えば駅まで電動いすで乗り換えで移動といった交通連携（モビリティ ミックス）の可能性を確保することとしており、このような新たな利用形態を構築して いくためには、不特定多数の対象利用者が利用できる環境を整備する必要がある。守田 の提案では、電動いす自体の規格を見えるものではなく、あくまで付属物についての 規制緩和と現行法上個別の確認申請としているものを一括申請することとしており、実 証実験対象地域に限定し、管轄警察署へ規格を確認した上で附属品を製作・装着する。	C	電動いすは、自走する機能を有するため、手動式など人の力による車いすと比べ て、歩道を走行する際の歩行者に危険を及ぼす可能性が高いなどの問題点があると考え られる。そこで、大きく、歩道歩行者に対して一定の基準を設けた上で、歩行者として 取り扱うことが適当と考えられる。御提案の「基準を超えた」バスケットの設 置」や「脱着可能なステップの常時動作」については、その安全性等を評価できず、その ような物を取り付けた電動車いすに限り、歩道を走行を認めることは困難である。その また、警察署長による確認は、利用者の身体の状態などにより、基準を超える電動車 いすについては、警察署長が他の歩行者の安全な歩行に与える支障の有無及びその程度を 考慮し、その利用がやむを得ないものについて、個別にその旨を確認することとしており、 ものであることから、御提案のような「一括申請」を認めることは困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。	警察署長の確認により大ききの基準が除外さ れるのは、他の歩行者の安全な歩行に与える 支障の有無及びその利用がやむを得ないも の、確認の上、とてあるが、今回の提案は、 歩道の実証実験として、附属のバスケット等 が、歩行者との安全な歩行に与える支障の有 無及びその程度を考慮し、その利用がやむ を得ないものについて、個別にその旨を確認 することとしており、ものであることから、 御提案のような「一括申請」を認めることは 困難である。